

議案第19号

守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険条例（昭和34年守谷町条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 国民健康保険」を「第1章 市が行う国民健康保険の事務」に、「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 市が行う国民健康保険の事務

第1条の見出しを「(市が行う国民健康保険の事務)」に改め、同条中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月1日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
19号	1

提案理由（議案第19号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い守谷市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、これまで国民健康保険は、市町村及び特別区が行っていましたが、制度改正に伴い、平成30年4月から県が県内市町村とともに、国民健康保険を行うこととなることから、「国民健康保険」を「市が行う国民健康保険」に、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
19号	2

守谷市国民健康保険条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p><u>第1章 市が行う国民健康保険の事務</u></p> <p><u>第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u></p> <p>第3章 被保険者</p> <p>第4章 保険給付</p> <p>第5章 保健事業</p> <p>第6章 国民健康保険税</p> <p>第7章 基金</p> <p>第8章 雑則</p> <p>第9章 罰則</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第1章 市が行う国民健康保険の事務</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(市が行う国民健康保険の事務)</u></p> <p>第1条 市が行う<u>国民健康保険の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 国民健康保険</u></p> <p><u>第2章 国民健康保険運営協議会</u></p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>第3章 被保険者</p> <p>第4章 保険給付</p> <p>第5章 保健事業</p> <p>第6章 国民健康保険税</p> <p>第7章 基金</p> <p>第8章 雑則</p> <p>第9章 罰則</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第1章 国民健康保険</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(国民健康保険)</u></p> <p>第1条 市が行う<u>国民健康保険</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第2章 国民健康保険運営協議会</u></p> <p style="text-align: center;">—</p>

19号	議案
3	頁数

(市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会
(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人

19号	議案
4	貢数